

避難生活における生活環境の確保について

滋賀県防災対策の推進に関する条例（以下、「条例」という。）に基づく、避難生活における生活環境の確保に向けた取組状況を報告する。

1 条例における避難生活に関連する条文

条名	条文見出し
第13条	物資等の備蓄
第16条	指定避難所の良好な居住性の確保のための措置
第25条	指定避難所の円滑な運営の支援
第26条	避難が長期にわたる場合における避難所の設置に係る調整

（各条文についてはP3参考を参照）

2 令和7年度の主な取組

(1) 避難生活に関する意見交換

ア 市町の主な意見

- ・大型なものや特殊なもの等、市町が単独で導入することに適さない備蓄（物資・資機材）は、県や広域で備蓄し、市町に提供することが必要。
- ・市町の物資や資機材の備蓄に対して、県から技術的、財政的な支援が必要。
- ・避難所は日常生活を送る場所ではないので、広域避難を推進すべき。
- ・避難者のマナーや知識がないと良好な居住性の確保や円滑な運営は困難であることから、全県的な啓発を行うべき。

イ 防災会議委員の主な意見

- ・指定避難所に関する住民や施設管理者側の認識が不足しているため、役割の理解や連携を深めることが必要。
- ・ホテルや旅館などへ早期に広域避難ができるようにすべき。
- ・指定避難所を適切に運営しつつ、それ以外の避難所や在宅避難を支援できる仕組づくりが重要。在宅避難者の情報集約や支援体制など、市町の避難者支援の対応を県が把握し、支援することが必要。

(2) 避難所の良好な居住性確保に向けた対策

指定避難所等の環境改善やホテル等を含む広域避難の体制整備に向け、タスクフォース※を設置し、部局横断的に検討を開始

〔※令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応体制と受援体制の強化・見直しに係る検討会議
タスクフォース … 緊急性の高い課題・対策に関する部局横断の検討チーム〕

ア 子ども・女性、外国人等の要配慮者への対応

- ・多様な避難者に配慮した避難所のレイアウトのモデル作成
- ・避難所運営のチェックリスト作成
- ・県で備蓄する物資や資機材の検討（プライバシーの確保など）

イ 宿泊施設等への避難

- ・ 宿泊施設等における避難所開設に向けた県庁内の役割の整理
- ・ 各主体（滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合、庁内関係課等）との宿泊施設等への避難者受入体制の整理

ウ 船舶の利用

- ・ 「うみのこ」の一時滞在施設としての活用方法の構築



(3) 快適なトイレ環境確保に向けた対策

ア 災害時応援協定の締結

災害時におけるトイレの確保について、スターライト工業㈱と災害用トイレ等に関する協定を締結

【支援内容】

- ・ 災害時における災害用トイレ等の提供および運搬
- ・ 平常時に県が実施する防災にかかる訓練、出前講座、その他啓発活動等への人員派遣等の協力



イ ガイドラインの策定による支援

トイレ支援にかかるタスクフォースを設置し、トイレ支援の庁内の役割分担を整理。災害時のトイレ運営に関するガイドラインの策定予定。

(4) 災害時用公衆電話設置に対する支援

災害発生時等における通信手段の確保のため、避難者が無料で使用することができる災害時用公衆電話の指定避難所等への設置を支援

【補助内容】

- ・ 基準額：1回線あたり 30 千円
- ・ 補助率：市町の事業費の 1/2
- ・ 対象：電話機、屋内配線保管箱、保管箱設置工事費等



(5) 避難所の暑さ・寒さ対策

- ・ 可搬型エアコン、可搬型発電機 各 70 台を県立学校等へ配置予定
- ・ 空調機器を扱う企業への災害時応援協定の締結や見直しの働きかけ



可搬型エアコン

3 令和8年度以降の主な取組

条例と「第2次滋賀県防災プラン（令和7～11年度）」に基づき、避難生活における生活環境の確保を進める。

- ・ 避難所の良好な居住性確保に向けた滋賀県モデルの継続的な検討
- ・ 避難所のトイレ（T）、キッチン（K）、ベッド・風呂（B）等の整備
- ・ 災害時応援協定を活用した応援受援体制の検証
- ・ 広域避難体制の構築 ・ 車中泊・在宅避難者への対応

(参考)

○条例における避難生活に関連する条文

条名	条文
第 13 条	(物資等の備蓄) 第 13 条 県民は、自らが災害時に必要とする物資を備蓄するよう努めるものとする。 2 事業者は、従業員および施設の利用者等が災害時に必要とする物資を備蓄するよう努めるものとする。 3 自主防災組織は、地域の住民が災害時に必要とする物資および応急的な措置に必要な資機材を備蓄するよう努めるものとする。 4 県は、災害応急対策または災害復旧に必要な物資および資機材（第 19 条において「物資等」という。）を備蓄するものとする
第 16 条	(指定避難所の良好な居住性の確保のための措置) 第 16 条 県は、災害が発生した場合における指定避難所の良好な居住性の確保を図るため、次に掲げる措置その他の必要な措置を講じようとする者に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うとともに、必要に応じて、自ら当該措置を講ずるものとする。 (1) 衛生面および快適性に配慮したトイレの確保 (2) プライバシーの確保に配慮するために必要な物資の確保 (3) 暑熱または寒冷による人の健康に係る被害の発生を防止するための対策
第 25 条	(指定避難所の円滑な運営等の支援) 第 25 条 県は、災害が発生した場合に指定避難所の円滑な運営が確保されるとともに、指定避難所の良好な居住性が確保されるよう、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 2 前項の支援を行うに当たっては、指定避難所において要配慮者、愛玩動物（愛玩動物看護師法（令和元年法律第 5 号）第 2 条第 1 項に規定する愛玩動物をいう。）の飼育者等の多様な被災者の生活環境にできる限り配慮しなければならない。
第 26 条	(避難が長期にわたる場合における避難所の設置に係る調整) 第 26 条 県は、被災者の避難が長期にわたる場合にあっては、ホテル、旅館その他の宿泊に適するように造られた施設を避難所として滞在できるようにすること等により、市町の区域を超えた広域的な見地から必要な避難所の設置に係る調整を行うものとする。